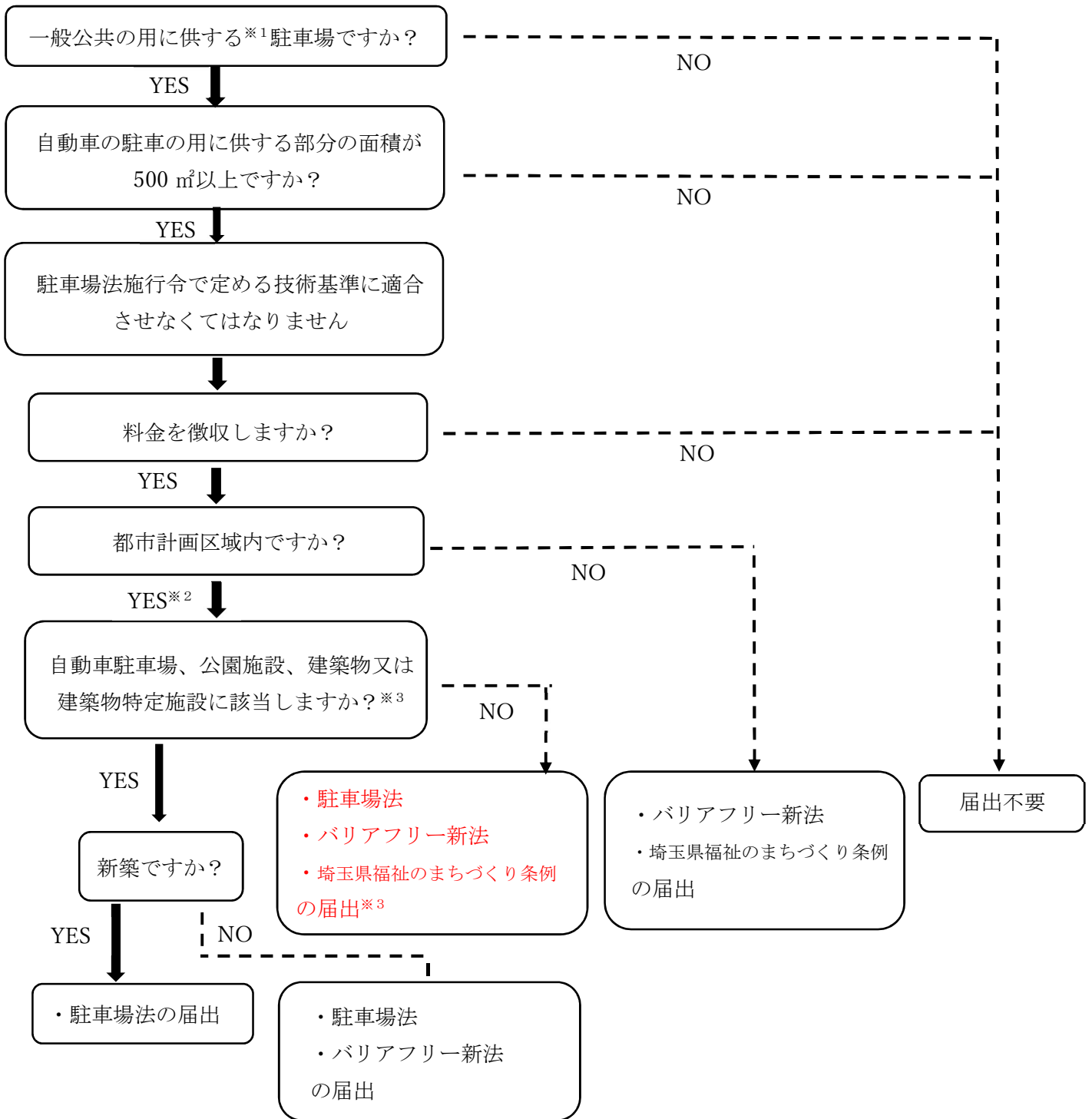


川口市都市計画課 路外駐車場 届け出フロー



※1 一般公共の用に供する駐車場とは、時間貸し駐車場または、不特定多数が駐車できる施設。

※2 川口市全域は、都市計画区域内である。

※3 「バリアフリー新法」に基づく届出は、都市計画区域内の路外駐車場管理者に対する届出義務を二重に課すことを排除するため、駐車場法に基づく届出にバリアフリー化の状況が分かる書面を追加することにより、届出義務を免除することとしている。